

# 「参入の仕組み」に対する 全保協の考え方

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会

## 参入の仕組み①

|                  |   |
|------------------|---|
| <p>参入の基本的仕組み</p> | <p>①本来、子どもの保育を保障するために、保育所として備えるべき最低基準を備えることが前提である。</p> <p>②したがって、最低基準に到達している認可外保育所も公的保育サービスにおける対象とすることには反意はない。しかしそのことにおいても、特例的なものとするべきであり、期限を限って認可化移行支援を行うなど、認可取得を基軸にするべきである。</p> <p>③本来、社会福祉法人認可に制約があることは、常態として子どもの命、育みを守るため必要不可欠なことである。そのうえに、自己評価、第三者評価により保育の質の維持・向上を図ることが大切。</p> <p>④また新たな参入の仕組みを導入するにあたっては、認可保育所の社会的役割とその評価を図る必要がある。社会福祉事業を担う認可保育所は地域の子育て支援の核・担い手としての役割がある。その担うべき役割をしっかりと評価しながら、利用者側にもわかる仕組みとすることが必要。</p> |
| <p>指定基準の考え方</p>  | <p>①「児童福祉施設最低基準をクリアしている施設」と位置づけること。</p> <p>②年限を定めること(再審査可能な仕組みとすること)。</p> <p>③参入がない地域が発生しないよう、過疎地などにおける、市町村の供給基盤整備責任にもとづいた保育の提供のあり方と財政支援もあわせて考える必要がある。</p>  |

## 参入の仕組み②

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>適正なサービス確保</p>    | <p>①需要が供給を上回る地域にあって、後期行動計画において基盤整備責任にもとづいて基盤を整備する場合は、「児童福祉施設最低基準をクリアしている施設」とし、参入の際に財務状況や運営方針、子どもの保育内容・方針、保育士等の労働条件(保育士等の勤務状況、賃金)等の事前調査を十分に行うこと。</p> <p>②質の検証を常態としてはかれるよう、情報開示、自己評価・第三者評価を義務づけるべきである。</p> <p>→第三者評価基準そのものは見直しが必要(全保協は平成18年7月6日付けで「保育所の福祉サービス第三者評価を推進するために(要望)」を厚生労働省に提出している)。</p> <p>③認可条件の不備や不適切な保育内容、また不適切な就労条件の強制、あるいは撤退等への罰則規定を設けること</p> |
| <p>休廃止の際のサービス確保</p> | <p>①事前調査や指定の年限にあわせて、やむをえず撤退する際の条件を予め規定することが必要。</p> <p>→公費を投入しているという性格上、子どもの保育が継続できるよう同業者への移譲や公的責任による保育の継続を図るなど、保育の継続性の担保を図る仕組みと、突然の撤退への罰則規制が必要である。</p> <p>②また現在の仕組みでは、不適切な保育所経営をしている者が、業界にあることができる仕組みとなっているが(認証を取り消された保育所が別のところで認可保育所を営んでいる事例も)、保育の質の確保の点から何らかの参入規制が必要ではないか。</p>  |

## 参入の仕組み③

|   |  |
|---|--|
| <p>施設整備費(減価償却費)の運営費上乗せ<br/>会計基準の適用<br/>運営費の用途制限の見直し</p> | <p>&lt;基本の定め&gt;</p> <p>①憲法89条および児童福祉法第56条の遵守が必要。</p> <p>●現行では、憲法第89条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対しこれを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることにより、公に属さない事業に対しては補助金は支弁されない。</p> <p>●また、児童福祉法第56条により、社会福祉法人、日本赤十字社または民法第34条の規定により設立された法人に、都道府県、市町村は補助を支弁することができることとされている。このことはその法人等の性格により国の補助の可否が規定されていることであり、公的でない企業等に施設整備費が支弁されない根拠となっており、妥当である。</p> <p>●施設整備費負担金等の交付に当たっては、交付要綱に掲げる条件が付されており、厚生労働大臣の承認を得ずに譲渡、交換、貸付、担保に供してはいけないことになっており、財産処分もできない。</p> <p>&lt;社会福祉法人の特性(内閣府 総合規制改革会議資料より)&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人の公益性             <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人は営利を目的とせず、その利益(各年度の剰余金)は地域の福祉増進に充てられる。</li> <li>その財産は出資持ち分が認められておらず、解散時において最終的に国庫に帰属する。</li> <li>社会福祉法人は、対価性のある事業のみならず、非収益的な福祉活動も行っており、地域の多様な福祉ニーズにきめ細かく対応している。</li> </ul> </li> <li>社会福祉法人の継続性・安定性             <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人は、社会的な支援が必要な者に対して福祉サービスを提供することをその使命とし、事業への自由な参入・撤退が認められている企業とは異なり、単年度の経営状況等安易な理由により事業から撤退することが許されていない。</li> <li>これにより社会福祉法人が行う社会福祉事業は、きわめて高い継続性が確保されている。</li> </ul> </li> <li>福祉マンパワー養成への貢献             <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人は、各種実習生やボランティアを受け入れている。</li> </ul> </li> </ol> |
|---|--|

## 参入の仕組み④

施設整備費(減価償却費)  
の運営費上乗せ  
会計基準の適用  
運営費の使途制限

②事業者の特性・規制などに基づく本質的な条件を明確にする必要がある。

- 事業者の規制等にもとづく監査・指導を具体化すること
- 事業者の解散時の財産の取扱い等を具体化すること

※社会福祉法人は自己負担が1/4あるにも関わらず、解散する際には、同一事業者に寄付する以外は、全額、国に返還することが義務付けられている。

企業等に施設整備費を支弁することを認めることはできない。よって、減価償却費を運営費に上乗せすることは認められない。

③運営費の適切な使途に向けた使途制限、使途の公開、繰越金等の使途計画等を具体化すること。

※運営費の7割以上は人件費である。使途制限を緩めたり、配当を認めることにより、今以上に保育士等の労働条件が下がったり、子どもに対する保育費用が削減されるようなことがあってはならない。

※運営費の使途制限、使途の公開において、とくに子どもへの保育内容、保育士等の労働条件(研修体系、福利厚生含む)関わるチェックを監査等で行い、指導をする仕組みを担保することが必要。

③会計基準の適用については運営費の使途制限を考え、社会福祉法人会計基準の適用を原則とする。

④いかなる運営主体も認可保育所を運営するには、社会福祉法人とすることを条件にするべき。社会福祉法人格によって、施設整備費の支給対象になる。子どもを主体とする保育に対する理念をそこに明確にするべきである。保育は市場原理によるものにしてはならない。